

企業と投資家の建設的な対話促進のための適切な基準日の設定に係る「定款・株式取扱規程」変更案について

平成29年2月3日
全国株懇連合会理事会決定

当会では、昨今の企業と投資家との対話促進の機運を踏まえ、昨年10月「企業と投資家の建設的な対話に向けて～対話促進の取組みと今後の課題～」(第71回全株懇定時会員総会第1分科会審議事項。以下、第71回提案書といいます。)を作成し、公表いたしました。これは株主の議決権行使や対話の機会を十分に確保するとともに株主総会に近い時点の株主の声を反映するよう、適切な基準日の設定について実務的な留意点を取りまとめたものです。

今般、投資家との建設的な対話促進の観点から「適切な基準日の設定」を具体的に検討される会員各位のご参考に供するため、全株懇定款・株式取扱規程モデルにおいて「適切な基準日の設定」に関連する変更案を検討し、平成29年2月3日開催の全国株懇連合会理事会において決定しましたので、ご高覧に供します。

なお、第71回提案書では、適切な基準日設定を行う場合に「毎年7月」に定時株主総会を招集する旨の定款変更例(同書67頁)を例示しておりましたが、本定款モデルの変更に際しては、会員各位の更なる柔軟な選択を可能とする観点から、株主総会の招集を「議決権の基準日から3か月以内」に行う旨等の複数の記載例をご案内しています。

本定款・株式取扱規程の変更は、あくまでも、基準日を決算日以降の日に設定することによる株主総会開催時期の見直しを行う場合のものであり、株主総会の開催時期等についての見直しを採用しない場合は、変更する必要がないことにご留意願います。

以上

新旧対照表

○定款モデル

【補足説明】 35. が追加（新設）となるので新設部分のみを記載

平成15年8月22日
全国株懇連合会理事会決定

改正 平成17年2月 4日全国株懇連合会理事会
平成18年2月10日全国株懇連合会理事会
平成20年8月22日全国株懇連合会理事会
平成23年4月 8日全国株懇連合会理事会
平成28年4月 8日全国株懇連合会理事会
平成29年2月 3日全国株懇連合会理事会

【補足説明】

35. 企業と投資家の建設的な対話促進に係る適切な基準日の設定の観点から議決権基準日を決算日以外の日とする場合の規定例

- (1) 第12条（招集）の招集時期を記載例1のように変更することが考えられる。招集時期をより特定したい場合は、記載例2や記載例3のように変更することも考えられる。
- 記載例1 「当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。」
- 記載例2 「当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。」
- 記載例3 「当会社の定時株主総会は、毎年7月または8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。」
- (2) 第13条（定時株主総会の基準日）の基準日を会社が適切と判断した日に変更する。
- 記載例1 「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。」
- 記載例2 「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。」
- 記載例3 「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月20日とする。」
- (3) 第38条（剰余金の配当の基準日）の配当基準日についても議決権の基準日と同様に変更することが考えられる。なお、記載例は(2)の記載例1に対応しているが、必ずしも期末配当の基準日を議決権の基準日と同じ日に設定する必要はない。
- 記載例 「当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。」
- (4) 中間配当の基準日についても変更することは考えられる。期末配当の基準日から6か月後の応当日とすることが想定されるが、記載例のように変更すると、中間配当金の支払開始時期が年を跨ぎ翌年になることが考えられるので、株主への十分な周知を行う必要がある。
- 記載例 「2 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。」

新旧対照表

○株式取扱規程モデル

新	旧
<p style="text-align: right;">平成20年8月22日 全国株懇連合会理事会決定</p> <p>改正 平成21年4月10日全国株懇連合会理事会 平成28年4月 8日全国株懇連合会理事会 <u>平成29年2月 3日全国株懇連合会理事会</u></p> <p>【補足説明】 第21条（買増請求の受付停止期間） （1）～（3）（現行どおり） （4） <u>企業と投資家の建設的な対話促進に係る適切な基準日の設定の観点から定款第13条を変更するのにあわせて定款第38条に定める期末配当の基準日、中間配当の基準日を変更した場合、株主確定日に変更（または追加）されることとなるため、買増請求の受付停止期間についても変更（または追加）することとなる。</u> <u>例えば、期末配当の基準日を「5月31日」、中間配当の基準日を「11月30日」に変更し、この両日が新たな株主確定日として追加された場合は、第1項について以下のように規定することが考えられる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。</p> <p><u>（1）3月31日</u></p> <p><u>（2）5月31日</u></p> <p><u>（3）9月30日</u></p> <p><u>（4）11月30日</u></p> <p><u>（5）その他機構が定める株主確定日等</u></p> </div>	<p style="text-align: right;">平成20年8月22日 全国株懇連合会理事会決定</p> <p>改正 平成21年4月10日全国株懇連合会理事会 平成28年4月 8日全国株懇連合会理事会</p> <p>【補足説明】 第21条（買増請求の受付停止期間） （1）～（3）（省略） （新設）</p>

以上